

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成28年3月11日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千歳市体育協会（以下「協会」という。）の定款に定める役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものでその名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 この法人の常時勤務する役員には、報酬、扶養手当、住居手当、役員手当、通勤手当、寒冷地手当及び、期末手当を支給する。

2 前項の報酬月額、別表第1のとおりとし、初任の役員報酬は、4号俸とする。ただし、適用にあつては、経験年数等を考慮し別に定めることができる。

3 役員手当は、月額17,000円とし、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当の支給額及び、支給率等は協会職員の例による。

4 第2項に規程する報酬及び手当の支給方法は、協会職員の例による。

5 非常勤役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給する。その報酬額は別表第4に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員が協会用務のため旅行したときは、その旅行に対し順路により費用を弁償する。

2 前項の規程による費用弁償は、公益財団法人千歳市体育協会旅費規程に定めるところによる。

(功労金)

第5条 常時勤務する役員が退職する場合は、功労金を支給することができる。

2 功労金の支給は、公益財団法人千歳市体育協会退職金規程を準用する。ただし、当該役員の在職期間中給与等の支給を他から受けている期間があ

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

る場合には、その期間は功労金の算定基準の期間には含まれていない。

(千歳市を退職し、再就職した役員の報酬の特例)

第6条 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領(平成9年6月1日市長決裁)により、公益財団法人千歳市体育協会役員の報酬に関する規程の常時勤務する役員には、別表第2のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 前項の規定によらずに再就職した役員には、別表第3のとおり報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。

3 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する役員に支給し、期末手当の額は、平成27年3月31日までに再就職した役員は報酬月額に6月に支給する場合は100分の100を乗じて得た額、12月に支給する場合は100分の105、平成27年4月1日以降に再就職した役員は6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額とする。

(公表)

第7条 当財団はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が理事会の承認を経て、定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日一部改正)

(施行期日等)

1 この規定は、平成26年12月12日から施行し、この規定による改定後の公益財団法人千歳市体育協会役員及び評議員の報酬等に関する規程(以下「改定後の規程」という。)別表第1(第3条第2項)常時兼務する役員の報酬(別紙1)の規定は平成26年4月1日から、別表第1(第3条第2項)常時勤務する役員の報酬(別紙2)の規定は平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規定による改定後の規程を適用する場合においては、改定前の規程に基づいて支給された報酬は、改定後の規程による報酬の内払とみなす。

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

(差額支給に関する特例措置)

- 3 改定後の別表第 1(第 3 条第 2 項)常時勤務する役員の報酬の報酬月額が平成 27 年 3 月 31 日受けていた報酬月額に達しない役員に対しては、平成 30 年 3 月 31 日までの間、改定後の報酬月額に加え、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則 (平成27年3月5日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2 改正後の規程を準用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成28年3月31日 一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

別表第1 (第3条第2項)

常時勤務する役員の報酬

平成27年4月1日～

号俸	俸給月額(円)	号俸	俸給月額(円)	号俸	俸給月額(円)
1	199,300	51	262,300	101	297,600
2	200,700	52	263,300	102	298,000
3	202,100	53	264,400	103	298,300
4	203,400	54	265,500	104	298,600
5	204,700	55	266,700	105	298,900
6	206,100	56	267,900	106	299,300
7	207,500	57	268,900	107	299,700
8	208,900	58	269,900	108	300,100
9	210,300	59	271,000	109	300,400
10	211,900	60	272,000	110	300,800
11	213,500	61	273,100	111	301,200
12	214,900	62	274,200	112	301,500
13	216,200	63	275,200	113	301,700
14	217,700	64	276,300	114	302,000
15	219,200	65	277,200	115	302,300
16	220,500	66	278,000	116	302,500
17	221,600	67	278,800	117	302,700
18	222,400	68	279,600	118	303,000
19	223,300	69	280,500	119	303,300
20	224,300	70	281,300	120	303,500
21	225,200	71	282,100	121	303,700
22	226,700	72	282,800	122	304,000
23	228,000	73	283,600	123	304,300
24	229,100	74	284,300	124	304,500
25	230,600	75	285,100	125	304,700
26	231,900	76	285,900	126	305,000
27	233,200	77	286,500	127	305,300
28	234,500	78	287,000	128	305,500
29	235,700	79	287,500	129	305,700
30	236,900	80	287,900	130	306,000
31	238,200	81	288,300	131	306,300
32	239,500	82	288,700	132	306,500
33	240,600	83	289,200	133	306,700
34	241,900	84	289,700		
35	243,100	85	290,100		
36	244,300	86	290,700		
37	245,600	87	291,300		
38	246,900	88	291,900		
39	248,200	89	292,200		
40	249,500	90	292,700		
41	250,600	91	293,200		
42	251,900	92	293,600		
43	253,100	93	294,000		
44	254,400	94	294,500		
45	255,300	95	295,000		
46	256,400	96	295,500		
47	257,600	97	295,800		
48	258,700	98	296,200		
49	259,900	99	296,700		
50	261,000	100	297,200		

(役員及び評議員の報酬等に関する規程)

別表第2 (第6条第1項)

千歳市を退職し再就職をした役員の報酬

(1) 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領該当者			
号俸	再就職日	退職時部長職報酬月額	適用期間
1	平成27年3月31日まで	295,600円	60歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	313,900円	
2	平成27年3月31日まで	259,700円	61歳に到達する年度から 63歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	273,400円	
3	平成27年3月31日まで	144,000円	64歳に到達する年度から 65歳に到達する年度まで
	平成27年4月1日以降	186,500円	

別表第3 (第6条第2項)

千歳市を退職し再就職をした役員の報酬

(2) 第6条第1項によらずに再就職した該当者		
退職時の役職	再就職日	給料月額
部長職	平成27年3月31日まで	158,880円
	平成27年4月1日以降	218,720円
次長職	平成27年3月31日まで	148,880円
	平成27年4月1日以降	203,200円
課長職	平成27年3月31日まで	141,880円
	平成27年4月1日以降	171,200円

別表第4 (第3条第5項)

非常勤役員及び評議員の報酬

区分	要件	回数	報酬額
理事	理事会出席等必要の都度	1回	6,200円
監事	理事会・評議員会出席、監査等必要な都度	1回	6,200円
評議員	評議員会出席等必要の都度	1回	6,200円